

5 平成 29 年度県税の概要

税 目	納税義務者	課 税 標 準 等	税 率	納 期 等
県民税	<p>1. 個人</p> <p>(1) 県内に住所を有する個人 ……均等割と所得割</p> <p>(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない個人 ……………均等割</p>	<p>1. 均等割</p> <p>2. 所得割 前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額</p> <p><税額計算順序></p> <p>所得金額……収入金額－必要経費 ↓ 課税所得金額…所得金額－所得控除 ↓ 算出税額……課税所得金額×税率 ↓ 所得割額……算出税額－税額控除</p> <p><所得控除></p> <p>●雑損控除…次のいずれか多い金額</p> <p>① (損失額－保険等により補てんされた金額) － (総所得金額等×1/10)</p> <p>② (災害関連支出の金額－保険等により補てんされた金額) － 50,000 円</p> <p>●医療費控除 (医療費－保険等により補てんされた金額) － (総所得金額等×5/100 又は 10 万円のいずれか低い額) 限度額 200 万円</p> <p>●社会保険料控除……………全額</p> <p>●小規模企業共済等掛金控除……………全額</p> <p>●生命保険料控除…………… 次の①から③までの合計額 (限度額 70,000 円)</p> <p>①平成 24 年以降に締結した保険契約等 (新契約) 生命保険、介護医療保険、個人年金保険のそれぞれにつき支払った保険料が 12,000 円以下 支払った金額 12,000 円を超え 32,000 円以下 支払った金額×1/2+6,000 円 32,000 円を超え 56,000 円以下 支払った金額×1/4+14,000 円 56,000 円を超える場合 28,000 円</p> <p>②平成 23 年末以前に締結した保険契約等 (旧契約) 生命保険、個人年金保険のそれぞれにつき支払った保険料が 15,000 円以下 支払った金額 15,000 円を超え 40,000 円以下 支払った金額×1/2+7,500 円 40,000 円を超え 70,000 円以下 支払った金額×1/4+17,500 円 70,000 円を超える場合 35,000 円</p> <p>③新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合 生命保険、個人年金保険のそれぞれにつき支払った保険料から、新契約の①により得た額と旧契約の②により得た額との合計額 (限度額 28,000 円)</p> <p>●地震保険料控除……………</p> <p>①地震保険契約に係るもの 支払った地震保険料×1/2 限度額 25,000 円</p> <p>②長期損害保険契約に係るもの (平成 18 年 12 月 31 日までに契約締結したもの) (支払った保険料のうち 5,000 円までの部分の全額) + (5,000 円を超える部分</p>	<p>1. 均等割額……1,500 円</p> <p>2. 所得割………4%</p>	<p>1. 賦課期日 1月1日</p> <p>2. 納期 市町村民税の納期と同じ</p> <p>3. 賦課徴収 市町村が市町村民税の賦課徴収と併せて行う</p> <p>4. 徴収方法 普通徴収 特別徴収</p>

税 目	納税義務者	課 税 標 準 等	税 率	納 期 等
県民税		<p>の金額×1/2) 限度額 10,000 円 ①と②の合計の限度額 25,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害者控除……………26 万円 ※特別障害者……………30 万円 ※同居特別障害者……………53 万円 ●寡婦（夫）控除……………26 万円 ●勤労学生控除……………26 万円 ●配偶者控除……………33 万円 ※老人配偶者……………38 万円 ●配偶者特別控除……………33 万円 <p style="text-align: right;">(最高)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●扶養控除……………1 人につき 33 万円 ※特定扶養親族……………45 万円 ※老人扶養親族……………38 万円 ※同居老親……………45 万円 <p>・平成 24 年度から 0 歳～15 歳の控除が廃止され、16 歳～18 歳の控除額は 33 万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基礎控除……………33 万円 <p><税額控除></p> <ul style="list-style-type: none"> ●寄附金税額控除…………… <p>①地方自治体（都道府県・市区町村）に対する寄附の場合（ふるさと納税）</p> <p>アとイの合計額</p> <p>ア[都道府県・市区町村に対する寄附金額－2,000 円]×4%（市町民税は 6%）</p> <p>イ[都道府県・市区町村に対する寄附金額－2,000 円]×[90%－0～45%（寄附者に適用される所得税の限界税率）×1.021]×2/5（市町民税は 3/5）（上限：個人住民税所得割の 2 割）</p> <p>②住所地の都道府県共同募金会及び住所地の日本赤十字社支部に対する寄附の場合[寄附金額－2,000 円]×4%（市町民税は 6%）</p> <p>③各地方自治体が条例により指定した控除対象寄附金の場合</p> <p>ア住所地の都道府県が指定した控除対象寄附金の場合（県民税から控除） [寄附金額－2,000 円]×4%</p> <p>イ住所地の市町が指定した控除対象寄附金の場合（市町民税から控除） [寄附金額－2,000 円]×6%</p> <p>控除対象となる寄附金の限度額は①～③を合わせて総所得金額等の 30%</p>		

税目	納税義務者	課税標準等	税率	納期等
県民税	<p>2. 法人</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有する法人 …均等割と法人税割</p> <p>(2) 県内に寮等を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しない法人 ……………均等割</p> <p>(3) 県内に事務所又は事業所を有し、収益事業を行っている法人でない社団又は財団で管理人の定めのあるもの …均等割と法人税割</p>	<p>1. 均等割</p> <p>資本金等の額 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額</p> <p>2. 法人税割</p> <p>連結法人以外の法人…法人税額 連結法人……………個別帰属法人税額</p>	<p>1. 均等割</p> <p>(1) 次に掲げる法人</p> <p>ア 公共法人及び公益法人等</p> <p>イ 収益事業を行う人格のない社団等</p> <p>ウ 非営利型法人以外の一般社団法人及び一般財団法人</p> <p>エ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）</p> <p>オ 資本金等の額が 1,000 万円以下である法人 ……………年額 2 万円</p> <p>(2) 資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人 ……………年額 5 万円</p> <p>(3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 ……………年額 13 万円</p> <p>(4) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 ……………年額 54 万円</p> <p>(5) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 ……………年額 80 万円</p> <p>※資本金等の額とは法人税法第 2 条第 16 号に規定する額をいう。</p> <p>2. 法人税割</p> <p>(1) 標準税率……………法人税額の 3.2% 資本金の額又は出資金の額が 1 億以下（保険業法に規定する相互会社を除く）で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年 1 千万円以下となる事業年度分の法人税割</p> <p>(2) 超過税率……………法人税額の 4.0%</p>	<p>1. 納期</p> <p>(1) 確定申告 事業年度終了後 2 ヶ月以内</p> <p>(2) 中間申告 予定申告 事業年度開始後 6 ヶ月を経過した日から 2 ヶ月以内</p> <p>(3) 清算確定申告 残余財産が確定した日から 1 ヶ月以内</p> <p>2. 徴収方法 申告納付</p>
	<p>3. 利子割</p> <p>県内に所在する金融機関等の営業所等を通じて利子等の支払を受ける者</p>	<p>支払を受けるべき利子等の額</p> <p>1. 課税対象となる利子等</p> <p>公社債利子、預貯金利子、合同運用信託の収益の配分、公社債投資信託の収益の分配、財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益、国外公社債等の利子等、一時払保険等の差益、懸賞金付預貯金等の懸賞金等（ただし、H28. 1. 1 以後に支払を受けるべき特定公社債等（公募公社債・上場公社債・公募公社債投資信託の受益権・公募の特定目的信託の社債的受益権など）の利子は、利子割の課税対象から外れ、配当割の課税対象に）</p> <p>2. 非課税の範囲</p> <p>財産形成住宅貯金に係る利子等、財産形成年金貯金に係る利子等、寡婦年金受給者や身体障害者に対する少額預金や少額公債</p>	<p>5%</p>	<p>1. 納期</p> <p>当月分を翌月 10 日まで</p> <p>2. 徴収方法 特別徴収</p>
	<p>4. 配当割</p> <p>特定配当等の支払いを受け、支払日現在、県内に住所のある者</p>	<p>支払いを受ける特定配当等の額</p> <p>特定配当等…上場株式等の配当等、公社債投資信託以外の証券投資信託で公募によるもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等（ただし、H28. 1. 1 以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子及び割引債の償還金（特定口座において支払われるものを除く）に係る差益金額は、配当割の課税対象に）</p>	<p>5%</p>	<p>1. 納期</p> <p>当月分を翌月 10 日まで</p> <p>ただし、源泉徴収選択口座内の特定配当等は当年分を翌年 1 月 10 日まで</p> <p>2. 徴収方法 特別徴収</p>

	2. 非課税の範囲 寡婦年金受給者や身体障害者に対する少額預金や少額公債		
5. 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座内における株式などの譲渡益等の支払いを受け、その年の1月1日現在、県内に住所のある者	源泉徴収口座内の特定株式等譲渡所得金額 特定株式等譲渡所得金額・・・源泉徴収口座における特定口座内保管上場株式等の譲渡益	5%	1. 納期 当年分を翌年1月10日まで 2. 徴収方法 特別徴収

税目	納税義務者	課税標準等	税率	納期等
事業税	1. 個人 (1) 第1種事業 物品販売業 製造業 請負業等 (2) 第2種事業 畜産業 水産業等 (3) 第3種事業 医業 弁護士業等	1. 個人 前年中の事業所得 ※年の中途において事業を廃止した場合は、その1月1日から事業廃止の日までの所得 <税額計算> 事業所得－(事業主控除＋諸控除) ＝課税対象所得 <控除種類> ●事業主控除……………年290万円 ●事業専従者控除 ①青色事業専従者……………支払った給与の額 ②白色事業専従者 ……………50万円(配偶者は86万円)か 事業専従者控除前の所得金額÷ (事業専従者数＋1)のいずれか 低い方の額	1. 個人 (1) 第1種事業……………5% (2) 第2種事業……………4% (3) 第3種事業……………5% ただし(4)に掲げるものを除く。 (4) 第3種事業のうち、あん摩、マッサージ等その他の医業に類する事業及び装蹄師業……………3%	1. 納期 ①第1期 8月15日～31日 ②第2期 11月15日～30日 2. 徴収方法 普通徴収
	2. 法人 事業を行う法人 ※人格のない社団等 で収益事業を行う ものを含む	2. 法人 (1) 外形標準課税の対象となる法人 ①付加価値額 ②資本金等の額 ③所得 (2) 外形標準課税の対象とならない法人 ①電気供給業 ガス供給業 保険業 貿易保険業 } …… 収入金額 ②その他の法人 …… 所得	2. 法人 (1) 外形標準課税の対象となる法人 ①付加価値割 ……1.2% ②資本割 ……0.5% ③所得割 ・400万円以下の所得金額 ……………1.9%(0.3%) ・400万円を超え800万円以下の所得金額 ……………2.7%(0.5%) ・800万円を超える所得金額 ……………3.6%(0.7%) ・3県以上分割法人で資本金又は出資金が1千万円以上の場合、上記によらず ……………3.6%(0.7%) (2) 外形標準課税の対象とならない法人 ①収入金課税法人 ……………1.3%(0.9%) ②所得課税法人 i) 特別法人 ・400万円以下の所得金額 ……………5.0%(3.4%) ・400万円を超える所得金額 ……………6.6%(4.6%) ・3県以上分割法人で資本金又は出資金が1千万円以上の場合、上記によらず ……………6.6%(4.6%) ii) その他の法人 ・400万円以下の所得金額 ……………5.0%(3.4%) ・400万円を超え800万円以下の所得金額 ……………7.3%(5.1%) ・800万円を超える所得金額 ……………9.6%(6.7%) ・3県以上分割法人で資本金又は出資金が1千万円以上の場合、上記によらず ……………9.6%(6.7%) ※本則税率とする。()は、平成28年4月1日～平成31年9月30日に開始する事業年度に適用する。	1. 納期 法人県民税と同じ 2. 徴収方法 申告納付

税目	納税義務者	課税標準等	税率	納期等							
不動産取得税	不動産（土地又は家屋）の取得者	<p>取得時の土地又は家屋の価格</p> <p><免税点></p> <p>①家屋 新築、増築等……1戸23万円未満 売買、贈与等……1戸12万円未満</p> <p>②土地の取得……10万円未満</p> <p><控除及び減額></p> <p>① 家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定の要件を満たす住宅を新築した場合等で特例の適用を受けたい旨の申告をしたとき、その住宅価格から1戸につき1千2百万円（認定長期優良住宅の場合は1千3百万円）の控除 耐震基準適合既存住宅を取得した者で一定の者が特例の適用を受けたい旨の申告をしたとき、その住宅価格から1戸につき新築時期に応じて控除 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新築された時期</td> <td>S48. 1. 1～S50. 12. 31……230万円</td> </tr> <tr> <td>S51. 1. 1～S56. 6. 30……350万円</td> </tr> <tr> <td>S56. 7. 1～S60. 6. 30……420万円</td> </tr> <tr> <td>S60. 7. 1～H元. 3. 31……450万円</td> </tr> <tr> <td>H元. 4. 1～H9. 3. 31……1,000万円</td> </tr> <tr> <td>H9. 4. 1以降……1,200万円</td> </tr> </table> <p>②土地</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地取得の日から3年以内又は取得の前1年の期間内にその土地の上に特例適用住宅の新築があった場合で減額の適用を受けたい旨の申告をしたときには、税額から、4万5千円又は一定の算式により求められる額のいずれか高い額を減額 土地を取得した者で一定の者が、取得の日から1年以内又は取得の前1年の期間内にその土地の上に耐震基準適合既存住宅を取得した場合等で減額の適用を受けたい旨の申告をしたときには、税額から、4万5千円又は一定の算式により求められる額のいずれか高い額を減額 <p>※宅地及び宅地比準土地の取得が平成9～30年3月末までに行われた場合については、課税標準額が価格の1/2となる。</p>	新築された時期	S48. 1. 1～S50. 12. 31……230万円	S51. 1. 1～S56. 6. 30……350万円	S56. 7. 1～S60. 6. 30……420万円	S60. 7. 1～H元. 3. 31……450万円	H元. 4. 1～H9. 3. 31……1,000万円	H9. 4. 1以降……1,200万円	<p>4%</p> <p>ただし、住宅及び土地は3%（H18. 4. 1～H30. 3. 31までの取得について）</p>	<p>1. 納期 納税通知書に定める日</p> <p>2. 徴収方法 普通徴収</p>
新築された時期	S48. 1. 1～S50. 12. 31……230万円										
	S51. 1. 1～S56. 6. 30……350万円										
	S56. 7. 1～S60. 6. 30……420万円										
	S60. 7. 1～H元. 3. 31……450万円										
	H元. 4. 1～H9. 3. 31……1,000万円										
	H9. 4. 1以降……1,200万円										
県たばこ税	特定販売業者又は卸売販売業者	売渡等の本数	<p>1,000本につき860円</p> <p>※旧3級品については 1,000本につき551円</p>	<p>1. 納期 当月分を翌月末日まで</p> <p>2. 徴収方法 申告納付</p>							
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者	利用人員	<p>1人1日につき</p> <p>1級……1,200円 2級……1,150円 3級……1,050円 4級……950円 5級……850円 6級……800円 7級……750円 8級……650円 9級……550円 10級……450円 11級……400円 12級……350円 13級……250円 14級……200円</p>	<p>1. 納期 当月分を翌月15日まで</p> <p>2. 徴収方法 特別徴収</p>							

税目	納税義務者	課税標準等	税率	納期等					
自動車取得税	自動車の取得者	自動車の取得価額 <免税点> 1台につき 50万円	軽自動車及び営業用自動車2%、自家用自動車3%	納期 ⇒登録又は届出の時 徴収方法 ⇒証紙徴収					
			エコカー減税、中古車特例及びハイアリアー・ASV特例						
			平成29年度から平成30年度までの間の取得に限り、次のとおり税率を軽減し、又は課税標準額の算定に係る取得価額の一部を控除する(新車に係る税率の軽減割合については平成29年度に重点化)。(対象車及び軽減内容は、平成29年度分のみを掲載)						
							対象車	軽減内容	
								新車	中古車
							電気自動車(燃料電池自動車を含む)	非課税	45万円控除
							天然ガス自動車(平成30年排ガス規制適合又は平成21年排ガス規制NOx10%以上低減)		
							プラグインハイブリッド自動車		
							ガソリン車(ハイブリッド車を含む)		
							乗用車		
							☆☆☆☆ (※)		
							かつ平成32年度燃費基準+40%達成<注1>	非課税	45万円控除
							かつ平成32年度燃費基準+30%達成<注1>	非課税	45万円控除
							かつ平成32年度燃費基準+20%達成<注1>	60%軽減	25万円控除
							かつ平成32年度燃費基準+10%達成<注1>	40%軽減	15万円控除
							かつ平成32年度燃費基準達成<注1>	20%軽減	5万円控除
							かつ平成27年度燃費基準+10%達成<注1>	20%軽減	5万円控除
							LPG車(ハイブリッド車を含む)		
							乗用車		
							☆☆☆☆		
							かつ平成32年度燃費基準+40%達成<注1>	非課税	45万円控除
							かつ平成32年度燃費基準+30%達成<注1>	非課税	45万円控除
							かつ平成32年度燃費基準+20%達成<注1>	60%軽減	25万円控除
							かつ平成32年度燃費基準+10%達成<注1>	40%軽減	15万円控除
							かつ平成32年度燃費基準達成<注1>	20%軽減	5万円控除
							ガソリン車(ハイブリッド車を含む)		
							車両総重量2.5t以下(バス・トラック)		
							☆☆☆☆		
							かつ平成27年度燃費基準+25%達成<注1>	非課税	45万円控除
							かつ平成27年度燃費基準+20%達成<注1>	80%軽減	35万円控除
							かつ平成27年度燃費基準+15%達成<注1>	60%軽減	25万円控除
							かつ平成27年度燃費基準+10%達成<注1>	40%軽減	15万円控除
			かつ平成27年度燃費基準+5%達成<注1>	20%軽減	5万円控除				
			車両総重量2.5t超3.5t以下(中量車)						
			☆☆☆☆						
			かつ平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	45万円控除				
			かつ平成27年度燃費基準+10%達成	75%軽減	35万円控除				
			かつ平成27年度燃費基準+5%達成	50%軽減	25万円控除				
			かつ平成27年度燃費基準達成	25%軽減	15万円控除				
			☆☆☆ (※)						
			かつ平成27年度燃費基準+15%達成	75%軽減	35万円控除				
			かつ平成27年度燃費基準+10%達成	50%軽減	25万円控除				
			かつ平成27年度燃費基準+5%達成	25%軽減	15万円控除				
			ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)						
			クリーンディーゼル乗用車(平成30年排ガス規制適合又は平成21年排ガス規制適合)	非課税	45万円控除				
			車両総重量2.5t超3.5t以下(中量車)						
			平成21年排ガス規制NOx及びPM10%以上低減 又は平成30年排ガス規制適合						
			かつ平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	—				
			かつ平成27年度燃費基準+10%達成	75%軽減	—				
			かつ平成27年度燃費基準+5%達成	50%軽減	—				
			かつ平成27年度燃費基準達成	25%軽減	—				
			平成21年排ガス規制適合						
			かつ平成27年度燃費基準+15%達成	75%軽減	—				
			かつ平成27年度燃費基準+10%達成	50%軽減	—				
			かつ平成27年度燃費基準+5%達成	25%軽減	—				

税目	納税義務者	課税標準等	税率	納期等																																												
自動車取得税			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象車</th> <th colspan="2">軽減内容</th> </tr> <tr> <th>新車</th> <th>中古車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両総重量 3.5t超(重量車)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 21 年排ガス規制 NOx 及び PM10%以上低減 又は平成 28 年排ガス規制適合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>かつ平成 27 年度重量車燃費基準+15%達成</td> <td>非課税</td> <td>45 万円控除(注 2)</td> </tr> <tr> <td>かつ平成 27 年度重量車燃費基準+10%達成</td> <td>75%軽減</td> <td>35 万円控除(注 2)</td> </tr> <tr> <td>かつ平成 27 年度重量車燃費基準+5%達成</td> <td>50%軽減</td> <td>25 万円控除(注 2)</td> </tr> <tr> <td>かつ平成 27 年度重量車燃費基準達成</td> <td>25%軽減</td> <td>15 万円控除(注 2)</td> </tr> </tbody> </table>	対象車	軽減内容		新車	中古車	ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)			車両総重量 3.5t超(重量車)			平成 21 年排ガス規制 NOx 及び PM10%以上低減 又は平成 28 年排ガス規制適合			かつ平成 27 年度重量車燃費基準+15%達成	非課税	45 万円控除(注 2)	かつ平成 27 年度重量車燃費基準+10%達成	75%軽減	35 万円控除(注 2)	かつ平成 27 年度重量車燃費基準+5%達成	50%軽減	25 万円控除(注 2)	かつ平成 27 年度重量車燃費基準達成	25%軽減	15 万円控除(注 2)																			
			対象車		軽減内容																																											
新車	中古車																																															
ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)																																																
車両総重量 3.5t超(重量車)																																																
平成 21 年排ガス規制 NOx 及び PM10%以上低減 又は平成 28 年排ガス規制適合																																																
かつ平成 27 年度重量車燃費基準+15%達成	非課税	45 万円控除(注 2)																																														
かつ平成 27 年度重量車燃費基準+10%達成	75%軽減	35 万円控除(注 2)																																														
かつ平成 27 年度重量車燃費基準+5%達成	50%軽減	25 万円控除(注 2)																																														
かつ平成 27 年度重量車燃費基準達成	25%軽減	15 万円控除(注 2)																																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象車</th> <th colspan="2">軽減内容</th> </tr> <tr> <th>新車</th> <th>中古車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ノンステップバス</td> <td>1,000 万円控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>リフト付きバス(乗車定員 30 人以上)</td> <td>650 万円控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>リフト付きバス(乗車定員 30 人未満)</td> <td>200 万円控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ユニバーサルデザインタクシー</td> <td>100 万円控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ASV(衝突被害軽減ブレーキまたは車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 3.5t超 8t以下のトラック)</td> <td>350 万円控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ASV(衝突被害軽減ブレーキまたは車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 8t超 20t以下のトラック)</td> <td>350 万円控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ASV(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (車両総重量 5t以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車又はバス)</td> <td>350 万円控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ASV(衝突被害軽減ブレーキまたは車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 5t 超 12t以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車又はバス)</td> <td>350 万円控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ASV(車線逸脱装置搭載車両) (車両総重量 12t 超かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車又はバス)</td> <td>175 万円控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 3.5t超 8t以下のトラック)</td> <td>525 万円控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 8t超 20t以下のトラック)</td> <td>525 万円控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 20t超 22t以下のトラック)</td> <td>350 万円控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 5t超 12t以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車又はバス)</td> <td>525 万円控除</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対象車	軽減内容		新車	中古車	ノンステップバス	1,000 万円控除	—	リフト付きバス(乗車定員 30 人以上)	650 万円控除	—	リフト付きバス(乗車定員 30 人未満)	200 万円控除	—	ユニバーサルデザインタクシー	100 万円控除	—	ASV(衝突被害軽減ブレーキまたは車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 3.5t超 8t以下のトラック)	350 万円控除	—	ASV(衝突被害軽減ブレーキまたは車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 8t超 20t以下のトラック)	350 万円控除	—	ASV(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (車両総重量 5t以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車又はバス)	350 万円控除	—	ASV(衝突被害軽減ブレーキまたは車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 5t 超 12t以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車又はバス)	350 万円控除	—	ASV(車線逸脱装置搭載車両) (車両総重量 12t 超かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車又はバス)	175 万円控除	—	ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 3.5t超 8t以下のトラック)	525 万円控除	—	ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 8t超 20t以下のトラック)	525 万円控除	—	ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 20t超 22t以下のトラック)	350 万円控除	—	ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 5t超 12t以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車又はバス)	525 万円控除	—	
対象車	軽減内容																																															
	新車	中古車																																														
ノンステップバス	1,000 万円控除	—																																														
リフト付きバス(乗車定員 30 人以上)	650 万円控除	—																																														
リフト付きバス(乗車定員 30 人未満)	200 万円控除	—																																														
ユニバーサルデザインタクシー	100 万円控除	—																																														
ASV(衝突被害軽減ブレーキまたは車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 3.5t超 8t以下のトラック)	350 万円控除	—																																														
ASV(衝突被害軽減ブレーキまたは車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 8t超 20t以下のトラック)	350 万円控除	—																																														
ASV(衝突被害軽減ブレーキ搭載車両) (車両総重量 5t以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車又はバス)	350 万円控除	—																																														
ASV(衝突被害軽減ブレーキまたは車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 5t 超 12t以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車又はバス)	350 万円控除	—																																														
ASV(車線逸脱装置搭載車両) (車両総重量 12t 超かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車又はバス)	175 万円控除	—																																														
ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 3.5t超 8t以下のトラック)	525 万円控除	—																																														
ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 8t超 20t以下のトラック)	525 万円控除	—																																														
ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 20t超 22t以下のトラック)	350 万円控除	—																																														
ASV(衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (車両総重量 5t超 12t以下かつ乗車定員 10 人以上で立席のない乗用車又はバス)	525 万円控除	—																																														
<p>※☆☆☆☆ 平成 30 年排ガス規制 50%低減又は平成 17 年排ガス規制 75%低減 ☆☆☆ 平成 30 年排ガス規制 25%低減又は平成 17 年排ガス規制 50%低減 <注 1>「乗用車」及び「車両総重量 2.5t 以下のバス・トラック」に係る中古車特例(注 2)について、平成 27 年度エネルギー消費効率(JC08 モード燃費値)を算定していない自動車については、燃費基準値の達成度を次のとおり読み替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度燃費基準+40%達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+110%達成 ・平成 32 年度燃費基準+30%達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+95%達成 ・平成 32 年度燃費基準+20%達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+80%達成 ・平成 32 年度燃費基準+10%達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+65%達成 ・平成 32 年度燃費基準達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+50%達成 ・平成 27 年度燃費基準+25%達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+57%達成 ・平成 27 年度燃費基準+20%達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+50%達成 ・平成 27 年度燃費基準+15%達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+44%達成 ・平成 27 年度燃費基準+10%達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+38%達成 ・平成 27 年度燃費基準+5%達成 ⇒ 平成 22 年度燃費基準+32%達成 <p><注 2>ハイブリッド車に限る。</p>																																																

税目	納税義務者	課税標準等	税率	納期等
軽油 引取税	特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者等	(1) 現実の納入に係る軽油の数量 (2) 石油製品販売業者の混和軽油の販売及び燃料炭化水素油の自動車用燃料としての販売量 (3) 特別徴収義務者である特約業者又は元売業者の燃料炭化水素油の自動車用燃料としての販売量 (4) 自動車の保有者が、炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した量 (5) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した量 (6) 特別徴収義務者以外の者が軽油の製造又は輸入をして自ら消費し、又は他の者に譲渡した量	H20.5.1～ 1klにつき 32,100円 <免税> 農業用動力耕うん機、船舶等の動力源に使用する場合等	1. 納期 当月分を翌月末日まで 2. 徴収方法 (1) 申告納入 (2)～(6) 申告納付

税 目	納税義務者	課 税 標 準 等	税 率			納 期 等			
			車 種 別		年 税 額 (円)				
自動車 税	自動車の所 有者等	課税免除等 1. 商品であって 使用しない自 動車 2. 消防専用自動 車、撒水専用自 動車及び救急 専用自動車 3. 日本赤十字社 所有の自動車 で直接本来の 事業の用に供 するもので下 記に該当する もの ①救急自動車 ②巡回診療又 は患者の輸 送の用に供 する自動車 ③血液事業の 用に供する 自動車 ④救護資材の 運搬の用に 供する自動 車 ⑤前各号に掲 げる自動車 に類する自 動車で知事 の認めるも の					1. 賦課期日 4月1日 2. 納期 5月15日～31日 3. 徴収方法 ①普通徴収 ②証紙徴収 新規登録等によ り賦課期日後に 納税義務の発生 したもの		
			乗 用 車	電	気	自家用		営業用	
			総排気量	1.0ℓ以下 1.0ℓ超 1.5ℓ以下 1.5ℓ超 2.0ℓ以下 2.0ℓ超 2.5ℓ以下 2.5ℓ超 3.0ℓ以下 3.0ℓ超 3.5ℓ以下 3.5ℓ超 4.0ℓ以下 4.0ℓ超 4.5ℓ以下 4.5ℓ超 6.0ℓ以下 6.0ℓ超	29,500 34,500 39,500 45,000 51,000 58,000 66,500 76,500 88,000 111,000	7,500 8,500 9,500 13,800 15,700 17,900 20,500 23,600 27,200 40,700			
			ロータリー エンジン	0.491×2 0.573, 0.654, 0.655×2 0.65×3	34,500 39,500 51,000	8,500 9,500 15,700			
			電		29,500	7,500			
			ト ラ ック	最大積載量 1 t 以下 1 t 超 2 t 以下 2 t 超 3 t 以下 3 t 超 4 t 以下 4 t 超 5 t 以下 5 t 超 6 t 以下 6 t 超 7 t 以下 7 t 超 8 t 以下 8 t 超 9 t 以下 9 t 超 10 t 以下 10 t 超 11 t 以下 11 t 超 12 t 以下 12 t 超 13 t 以下 13 t 超 14 t 以下 14 t 超 15 t 以下 15 t 超 16 t 以下 16 t 超(1t まで毎の加算額)	8,000 11,500 16,000 20,500 25,500 30,000 35,000 40,500 46,800 53,100 59,400 65,700 72,000 78,300 84,600 90,900 6,300	6,500 9,000 12,000 15,000 18,500 22,000 25,500 29,500 34,200 38,900 43,600 48,300 53,000 57,700 62,400 67,100 4,700			
			物	けん引車	小 型 普 通	10,200 20,600	7,500 15,100		
			車	被 け ん 引 車	小 型 最大積載量 8 t 以下 8 t 超 9 t 以下 9 t 超 10 t 以下 10 t 超 11 t 以下 11 t 超 12 t 以下 12 t 超 13 t 以下 13 t 超 14 t 以下 14 t 超 15 t 以下 15 t 超 16 t 以下 16 t 超(1t まで毎の加算額)	5,300 10,200 15,300 20,400 25,500 30,600 35,700 40,800 45,900 51,000 5,100	3,900 7,500 11,300 15,100 18,900 22,700 26,500 30,300 34,100 37,900 3,800		
				貨 客 兼 用 車	最大積載量 1t 以下 最大積載量 1t 超 2t 以下	1.0ℓ以下 1.0ℓ超 1.5ℓ以下 1.5ℓ超 電 気 1.0ℓ以下 1.0ℓ超 1.5ℓ以下 1.5ℓ超	13,200 14,300 16,000 13,200 16,700 17,800 19,500	10,200 11,200 12,800 10,200 12,700 13,700 15,300	

税目	納税義務者	課税標準等	税率	納期等																																																																																																																																												
自動車税			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">車種別</th> <th colspan="2">年税額(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="3"></th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">バ</td> <td rowspan="8">一般乗合用・学校用 乗車定員</td> <td>30人以下</td> <td>12,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>30人超 40人以下</td> <td>14,500</td> <td>14,500</td> </tr> <tr> <td>40人超 50人以下</td> <td>17,500</td> <td>17,500</td> </tr> <tr> <td>50人超 60人以下</td> <td>20,000</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>60人超 70人以下</td> <td>22,500</td> <td>22,500</td> </tr> <tr> <td>70人超 80人以下</td> <td>25,500</td> <td>25,500</td> </tr> <tr> <td>80人超</td> <td>29,000</td> <td>29,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">ス</td> <td rowspan="8">その他 乗車定員</td> <td>30人以下</td> <td>33,000</td> <td>26,500</td> </tr> <tr> <td>30人超 40人以下</td> <td>41,000</td> <td>32,000</td> </tr> <tr> <td>40人超 50人以下</td> <td>49,000</td> <td>38,000</td> </tr> <tr> <td>50人超 60人以下</td> <td>57,000</td> <td>44,000</td> </tr> <tr> <td>60人超 70人以下</td> <td>65,500</td> <td>50,500</td> </tr> <tr> <td>70人超 80人以下</td> <td>74,000</td> <td>57,000</td> </tr> <tr> <td>80人超</td> <td>83,000</td> <td>64,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">三輪の小型自動車</td> <td>6,000</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">もの又は最大積載量の定めがないもの</td> <td rowspan="5">トラック</td> <td>5t以下</td> <td>8,000</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>5t超 7t以下</td> <td>11,500</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>7t超 9t以下</td> <td>16,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>9t超 11t以下</td> <td>20,500</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>11t超</td> <td>25,500</td> <td>18,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">貨客兼用車</td> <td rowspan="2">5t以下</td> <td>1.0^{リットル}以下</td> <td>13,200</td> <td>10,200</td> </tr> <tr> <td>1.0^{リットル}超 1.5^{リットル}以下</td> <td>14,300</td> <td>11,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5t超7t以下</td> <td>1.5^{リットル}超</td> <td>16,000</td> <td>12,800</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>13,200</td> <td>10,200</td> </tr> <tr> <td>1.5^{リットル}超</td> <td>19,500</td> <td>15,300</td> </tr> <tr> <td>7t超9t以下</td> <td>1.5^{リットル}超</td> <td>24,000</td> <td>18,300</td> </tr> <tr> <td>9t超11t以下</td> <td>1.5^{リットル}超</td> <td>28,500</td> <td>21,300</td> </tr> <tr> <td>11t超</td> <td>1.5^{リットル}超</td> <td>33,500</td> <td>24,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">キャンピング車</td> <td rowspan="9">総排気量</td> <td>1.0^{リットル}以下</td> <td>23,600</td> <td>23,600</td> </tr> <tr> <td>1.0^{リットル}超 1.5^{リットル}以下</td> <td>27,600</td> <td>27,600</td> </tr> <tr> <td>1.5^{リットル}超 2.0^{リットル}以下</td> <td>31,600</td> <td>31,600</td> </tr> <tr> <td>2.0^{リットル}超 2.5^{リットル}以下</td> <td>36,000</td> <td>36,000</td> </tr> <tr> <td>2.5^{リットル}超 3.0^{リットル}以下</td> <td>40,800</td> <td>40,800</td> </tr> <tr> <td>3.0^{リットル}超 3.5^{リットル}以下</td> <td>46,400</td> <td>46,400</td> </tr> <tr> <td>3.5^{リットル}超 4.0^{リットル}以下</td> <td>53,200</td> <td>53,200</td> </tr> <tr> <td>4.0^{リットル}超 4.5^{リットル}以下</td> <td>61,200</td> <td>61,200</td> </tr> <tr> <td>4.5^{リットル}超 6.0^{リットル}以下</td> <td>70,400</td> <td>70,400</td> </tr> <tr> <td>6.0^{リットル}超</td> <td>88,800</td> <td>88,800</td> </tr> </tbody> </table>	車種別			年税額(円)					自家用	営業用	バ	一般乗合用・学校用 乗車定員	30人以下	12,000	12,000	30人超 40人以下	14,500	14,500	40人超 50人以下	17,500	17,500	50人超 60人以下	20,000	20,000	60人超 70人以下	22,500	22,500	70人超 80人以下	25,500	25,500	80人超	29,000	29,000	ス	その他 乗車定員	30人以下	33,000	26,500	30人超 40人以下	41,000	32,000	40人超 50人以下	49,000	38,000	50人超 60人以下	57,000	44,000	60人超 70人以下	65,500	50,500	70人超 80人以下	74,000	57,000	80人超	83,000	64,000	三輪の小型自動車			6,000	4,500	もの又は最大積載量の定めがないもの	トラック	5t以下	8,000	6,500	5t超 7t以下	11,500	9,000	7t超 9t以下	16,000	12,000	9t超 11t以下	20,500	15,000	11t超	25,500	18,500	貨客兼用車	5t以下	1.0 ^{リットル} 以下	13,200	10,200	1.0 ^{リットル} 超 1.5 ^{リットル} 以下	14,300	11,200	5t超7t以下	1.5 ^{リットル} 超	16,000	12,800	電気	13,200	10,200	1.5 ^{リットル} 超	19,500	15,300	7t超9t以下	1.5 ^{リットル} 超	24,000	18,300	9t超11t以下	1.5 ^{リットル} 超	28,500	21,300	11t超	1.5 ^{リットル} 超	33,500	24,800	キャンピング車	総排気量	1.0 ^{リットル} 以下	23,600	23,600	1.0 ^{リットル} 超 1.5 ^{リットル} 以下	27,600	27,600	1.5 ^{リットル} 超 2.0 ^{リットル} 以下	31,600	31,600	2.0 ^{リットル} 超 2.5 ^{リットル} 以下	36,000	36,000	2.5 ^{リットル} 超 3.0 ^{リットル} 以下	40,800	40,800	3.0 ^{リットル} 超 3.5 ^{リットル} 以下	46,400	46,400	3.5 ^{リットル} 超 4.0 ^{リットル} 以下	53,200	53,200	4.0 ^{リットル} 超 4.5 ^{リットル} 以下	61,200	61,200	4.5 ^{リットル} 超 6.0 ^{リットル} 以下	70,400	70,400	6.0 ^{リットル} 超	88,800	88,800	
			車種別			年税額(円)																																																																																																																																										
						自家用	営業用																																																																																																																																									
			バ	一般乗合用・学校用 乗車定員	30人以下	12,000	12,000																																																																																																																																									
					30人超 40人以下	14,500	14,500																																																																																																																																									
					40人超 50人以下	17,500	17,500																																																																																																																																									
					50人超 60人以下	20,000	20,000																																																																																																																																									
					60人超 70人以下	22,500	22,500																																																																																																																																									
					70人超 80人以下	25,500	25,500																																																																																																																																									
					80人超	29,000	29,000																																																																																																																																									
					ス	その他 乗車定員	30人以下	33,000	26,500																																																																																																																																							
			30人超 40人以下	41,000			32,000																																																																																																																																									
			40人超 50人以下	49,000			38,000																																																																																																																																									
			50人超 60人以下	57,000			44,000																																																																																																																																									
			60人超 70人以下	65,500			50,500																																																																																																																																									
			70人超 80人以下	74,000			57,000																																																																																																																																									
			80人超	83,000			64,000																																																																																																																																									
			三輪の小型自動車				6,000	4,500																																																																																																																																								
			もの又は最大積載量の定めがないもの	トラック	5t以下	8,000	6,500																																																																																																																																									
					5t超 7t以下	11,500	9,000																																																																																																																																									
7t超 9t以下	16,000	12,000																																																																																																																																														
9t超 11t以下	20,500	15,000																																																																																																																																														
11t超	25,500	18,500																																																																																																																																														
貨客兼用車	5t以下	1.0 ^{リットル} 以下		13,200	10,200																																																																																																																																											
		1.0 ^{リットル} 超 1.5 ^{リットル} 以下		14,300	11,200																																																																																																																																											
	5t超7t以下	1.5 ^{リットル} 超		16,000	12,800																																																																																																																																											
		電気		13,200	10,200																																																																																																																																											
		1.5 ^{リットル} 超		19,500	15,300																																																																																																																																											
7t超9t以下	1.5 ^{リットル} 超	24,000	18,300																																																																																																																																													
9t超11t以下	1.5 ^{リットル} 超	28,500	21,300																																																																																																																																													
11t超	1.5 ^{リットル} 超	33,500	24,800																																																																																																																																													
キャンピング車	総排気量	1.0 ^{リットル} 以下	23,600	23,600																																																																																																																																												
		1.0 ^{リットル} 超 1.5 ^{リットル} 以下	27,600	27,600																																																																																																																																												
		1.5 ^{リットル} 超 2.0 ^{リットル} 以下	31,600	31,600																																																																																																																																												
		2.0 ^{リットル} 超 2.5 ^{リットル} 以下	36,000	36,000																																																																																																																																												
		2.5 ^{リットル} 超 3.0 ^{リットル} 以下	40,800	40,800																																																																																																																																												
		3.0 ^{リットル} 超 3.5 ^{リットル} 以下	46,400	46,400																																																																																																																																												
		3.5 ^{リットル} 超 4.0 ^{リットル} 以下	53,200	53,200																																																																																																																																												
		4.0 ^{リットル} 超 4.5 ^{リットル} 以下	61,200	61,200																																																																																																																																												
		4.5 ^{リットル} 超 6.0 ^{リットル} 以下	70,400	70,400																																																																																																																																												
6.0 ^{リットル} 超	88,800	88,800																																																																																																																																														
			<p><注> 特種用途車（トラックに準ずるもの（けん引車、被けん引車を除く。）で最大積載量が1t以下のもの又は最大積載量の定めがないものを除く。）の年税額は、主たる構造区分により得た額</p>																																																																																																																																													
鉱区税	鉱業権者	鉱区の面積	1. 砂鉱以外の鉱業権の鉱区 ①試掘鉱区 100a ごと 年額200円 ②採掘鉱区 100a ごと 年額400円 ※石油又は可燃性天然ガスの鉱区の場合、上記税率の2/3 2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 100a ごと 年額200円	1. 賦課期日 4月1日 2. 納期 5月15日～31日 3. 徴収方法 普通徴収																																																																																																																																												

税目	納税義務者	課税標準等	税率	納期等
固定資産税 (特例)	大規模償却資産の所有者	大規模の償却資産の価格のうち市町村が課すことのできる固定資産の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	1.4%	1. 賦課期日 1月1日 2. 納期 ①7月15日～31日 ②10月15日～31日 3. 徴収方法 普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受ける者		<p>1. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で下記2に規定する以外の者……………16,500円(8,200円)</p> <p>2. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割を納付しないでよい者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業、林業に従事しているものを除く。)以外の者……………11,000円(5,500円)</p> <p>3. 網・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で下記4に規定する以外の者……………8,200円(4,100円)</p> <p>4. 網・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割を納付しないでよい者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者(農業、水産業、林業に従事しているものを除く。)以外の者……………5,500円(2,700円)</p> <p>5. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者……………5,500円(2,700円)</p> <p>※平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における狩猟者登録に係る減免措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可捕獲者が受ける狩猟者登録は()内の特例税率。 ・対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者登録及び認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者登録は、課税免除。 	<p>1. 賦課期日 狩猟者の登録を受ける日</p> <p>2. 納期 狩猟者の登録を受ける日</p> <p>3. 徴収方法 普通徴収 証紙徴収</p>